

学校開放施設利用についてのお願い（校庭）

◎責任者は、必ず確認し、皆さまにご周知ください。

- 1 校庭以外の場所の立ち入り及び学校設備品の使用は禁止します。
- 2 自転車・バイク等は、所定の駐車場・駐輪場に置いてください。
(校庭の乗り入れは厳禁です)
- 3 学校周辺施設内 全面禁煙です。
- 4 学校周辺環境や施設の保全・美観保持に努めてください。
ゴミ、空き缶、ペットボトル等すべて持ち帰ってください。
団体は共有部分(トイレ含む)の清掃も進んで行ってください。
- 5 校庭内で金属スパイクの使用はしないでください。
- 6 学校敷地内設備を損傷したときは、修理又は賠償していただきます。
- 7 校庭の利用に際し、雨天又は降雪のためグラウンド状態が不良の場合の使用は、お断りします。また、小雨、利用途中の降雨については、責任者の判断で利用を中止し、原状復帰(整理整頓・校庭整備としてブラシ・トンボかけ・ゴミ拾い等)してください。
- 8 学校開放利用時に、団体以外の利用者の受け入れも排除することなく柔軟に対応していただくよう、ご協力ください。

※ 近隣住民から指導の際の言葉がたいへん聞き苦しいとの苦情が寄せられていますので、特段の配慮をお願いします。

- 9 各学校にて、数か月ごとに「学校開放運営委員会」が開かれます。代表の方(代理可)は必ず出席してください。開催日程は、各学校で異なりますので、生涯学習課又は学校開放運営委員会副運営委員長(教頭先生)にお問い合わせください。
- 10 団体登録をされていない方の利用及び権利の譲渡・転貸による利用は、禁止します。なお、他の団体(未登録)と大会等(練習試合含む)を行う場合は、学校開放運営委員会にて調整するとともに、「学校体育施設開放団体利用申請書」の備考欄に予定を記入してください。
- 11 利用時間(土・日・祝日の午前9時～午後5時)を厳守してください(準備・片付け・整備等を含みます)。施設利用終了の都度、「学校施設利用日誌」を記入の上、学校にある学校開放提出用ポストへ提出してください。
- 12 利用者は、スポーツ障害保険に加入し万一に備え、障害事故等については本人又は、使用団体で責任を負ってください。
- 13 消耗品等(スポーツライン)、原材料等(校庭整備に使用)必要なものが生じた場合は、団体の責任者が学校開放運営委員会にて相談いただくか、学校開放運営委員会副運営委員長(教頭先生)に連絡調整してください。

※ その他利用に当って、問題が生じた場合は、速やかに生涯学習課及び学校開放運営委員会副運営委員長(教頭先生)へ連絡してください。

【問合せ】 志木市教育委員会生涯学習課

TEL 048-473-1111 内線3141